

魚津市告示第131号

魚津市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱の一部改正について

魚津市建設工事条件付き一般競争入札実施要綱（平成19年魚津市告示第75号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月11日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 (略) (入札参加資格要件)</p> <p>第3条 条件付き入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>魚津市請負工事執行適正化委員会運営要領(平成9年11月11日付け総第615号助役専決)第10条に規定する別記第2の建設工事等指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</u> (4) - (6) (略)</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による公告は、掲示板への掲示及び魚津市ホームページ(魚津市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例(令和3年魚津市条例第2号)第1条に規定する電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。))の場合は、<u>入札情報サービス</u>に掲載して行うものとする。</p> <p>(設計図書の配布等)</p> <p>第5条 条件付き入札に参加しようとする者は、<u>次の各号の区分により設計図書を取得するものとする。ただし、その取得ができない場合は、魚津市役所本庁舎縦覧場所において設計図書を縦覧できるものとする。</u></p> <p><u>(1) 電子入札 入札情報サービスに掲載する設計図書をダウンロードにより取得するものとする。</u> <u>(2) 郵便入札 魚津市ホームページに掲載する設計図書をダウンロードにより取得するものとする。</u></p> <p>2 設計図書に対する質問を行おうとする者は、所定の期日までに、<u>次の各号の区分により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 電子入札 電子入札システムに登録して行うものとする。</u></p>	<p>第1条・第2条 (略) (入札参加資格要件)</p> <p>第3条 条件付き入札に参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>魚津市建設工事等指名停止基準</u>に基づく指名停止期間中でないこと。 。</p> <p>(4) - (6) (略)</p> <p>(入札の公告)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定による公告は、掲示板への掲示及び魚津市ホームページに掲載して行うものとする。</p> <p>(設計図書の配布等)</p> <p>第5条 条件付き入札に参加しようとする者は、<u>魚津市ホームページに掲載する設計図書をダウンロードにより取得するものとする。ただし、その取得ができない場合は、魚津市役所本庁舎縦覧場所において設計図書を縦覧できるものとする。</u></p> <p>2 設計図書に対する質問を行おうとする者は、所定の期日までに、<u>質問書を工事を担当する課等あてに、ファクシミリで送信して行うものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 郵便入札 質問書を工事を担当する課等宛に、ファクシミリで送信して行うものとする。</u></p> <p>(入札の方法等)</p>	<p>(入札の方法等)</p>
<p>第6条 条件付き入札の方法は、<u>電子入札又は郵便入札とする。</u></p>	<p>第6条 条件付き入札の方法は、<u>郵便入札とする。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 入札書等は、次の各号の区分により提出するものとする。</p>	<p>3 入札書と積算内訳書は、<u>入札番号、工事名、工事場所及び入札参加者名を</u></p>
<p><u>(1) 電子入札 競争参加資格確認申請書及び入札参加資格申請書は、公告で指定する参加申請書類の提出期間内に電子入札システムにより提出するものとする。入札書及び積算内訳書は、公告で指定する入札書の提出期間内に有効な電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を付して電子入札システムにより提出するものとする。</u></p>	<p><u>記載した内封筒に入れて厳封の上、他の提出書類とともに郵送用封筒に入れて提出するものとする。</u></p>
<p><u>(2) 郵便入札 入札書及び積算内訳書は、入札番号、工事名、工事場所及び入札参加者名を記載した内封筒に入れて厳封の上、他の提出書類とともに郵送用封筒に入れて提出するものとする。この場合において、郵送用封筒の表には、「魚津市長（入札担当課名）宛」と記載し、「入札書在中」、「魚津郵便局留」と朱書きし、併せて、工事名を記載するものとする。裏には、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載するものとする。入札書等は、工事ごとに定める到着期限までに、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により送付しなければならない。</u></p>	<p>4 前項に規定する郵送用封筒の表には、「魚津市長（財政課）あて」と記載し、「入札書在中」、「魚津郵便局留」と朱書きし、併せて、工事名を記載するものとする。裏には、入札参加者の住所及び商号又は名称を記載するものとする。</p>
	<p>5 入札書等は、工事ごとに定める到着期限までに、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により送付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>4 <u>提出した入札書及び積算内訳書は、書換え又は引換えをすることができない。</u>  (入札の辞退)  第7条 <u>入札を辞退しようとする者は、次の各号の区分により入札辞退届を提出しなければならない。</u>  (1) <u>電子入札 入札書提出期限までに、入札辞退届を電子入札システムにより提出しなければならない。</u>  (2) <u>郵便入札 開札日時までに入札辞退届を入札担当課へ提出しなければならない。</u>  (開札)  第8条 (略)  2 <u>開札に立ち会う者がいないときは、当該入札事務に関係のない市職員1名を立ち会わせるものとする。ただし、電子入札の場合は、市長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、立会人の選任及び立会いを省略することができる。</u>  3・4 (略)  (落札者の決定等)  第9条 (略)  2 <u>最低の入札価格を提示した者が複数あるときは、入札参加資格要件について審査した上で、次の各号の区分により落札者を決定する。</u>  (1) <u>電子入札 電子入札システムによりくじを行って落札者を決定する。</u>  (2) <u>郵便入札 当該入札をした者について、指定する日時に参集を求め、くじを行い、落札者を決定する。</u>  3-5 (略)  第10条・第11条 (略)</p>	<p>6 <u>郵送した入札書及び積算内訳書は、書換え又は引換えをすることができない。</u>  (入札の辞退)  第7条 <u>入札書等の郵送後に入札を辞退しようとする者は、開札日時までに入札辞退届を財政課へ提出しなければならない。</u>  (開札)  第8条 (略)  2 開札に立ち会う者がいないときは、当該入札事務に関係のない市職員1名を立ち会わせるものとする。  3・4 (略)  (落札者の決定等)  第9条 (略)  2 <u>最低の入札価格を提示した者が複数あるときは、入札参加資格要件について審査した上で、当該入札をした者について、指定する日時に参集を求め、くじを行い、落札者を決定する。</u>  3-5 (略)  第10条・第11条 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。